

■ 総務省が定める体験型返礼品の基準

体験型返礼品は地場産品でなければならない。

地場産品 = 区内で役務が提供されるもの

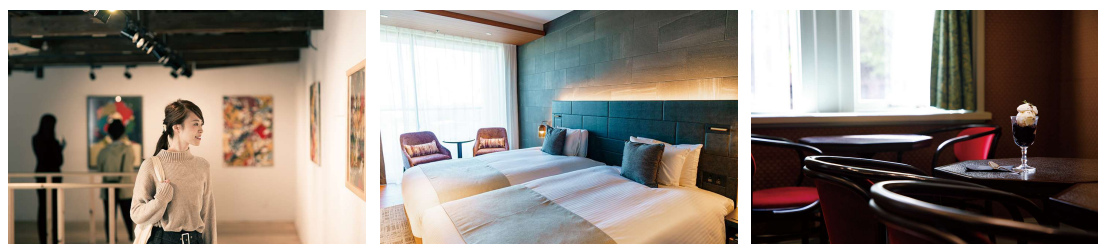
区内でサービス提供される

宿泊

飲食

観光

体験



返礼品例

- 区内の宿泊施設で利用できる「1泊2食付き宿泊チケット」
- 区内の人気レストランで楽しめる「ディナーコースチケット」
- 区内の陶芸教室で体験できる「陶芸体験ペアチケット」
- 区内の美術館で使える「入館チケット」

■ 総務省が定める体験型返礼品の基準

港区の体験型返礼品は地場産品基準7号に該当

7号: 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

区域内にのみ店舗がある場合

港区独自のため、店舗で使えるお食事券や利用券など、幅広く返礼品化が可能。

区域外にも店舗がある場合

港区独自ではないため、港区の店舗でしかできない体験やコース、お食事メニューなどをご準備していただき、返礼品化が可能。

※総務省申請に関しては港区で判断したのち申請を行います。

こんな場合は港区に相談を！！

- ・申請した時点では港区内店舗のみだったが、港区以外にも出店するとなった場合
- ・独自のメニューの提供が何らかの理由により困難となった場合
- ・返礼品内容の変更や金額の変更がある場合
- ・返礼品の提供ができない場合(期間限定受付停止の場合も含む)

■ 総務省が定める体験型返礼品の基準

ふるさと納税の趣旨に反するような体験型返礼品の例は以下のとおりです。

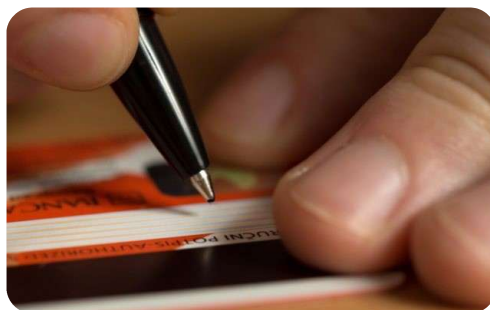


✕ 金銭類似性の高いもの

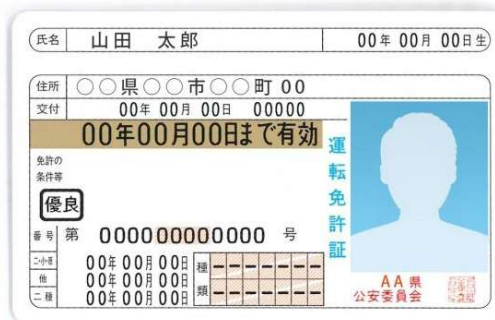
プリペイドカード、商品券、電子マネー、各種ポイント、マイル、通信料等で地域との関連性の薄いもの

食事券や各種サービス利用券等を体験型返礼品とする場合

転売
予防策
参考例



寄付者名記載



本人確認書類提示



ID番号記載